

難民研究フォーラムクローズド研究会 報告書

国家の境界管理が生み出す法的暴力と「懲罰化されたモビリティ」  
——メキシコ移民とその家族による米国強制送還政策をめぐる経験から——

研究会日時：2024年6月24日（月）

報告者：飯尾真貴子（一橋大学大学院専任講師）

専門：国際社会学、国際移動研究、移民政策論、境界研究

難民研究ジャーナル第13号に掲載した論文「国家の強化管理が生み出す法的暴力と懲罰化されたモビリティ—メキシコ移民とその家族によるアメリカ強制送還政策をめぐる経験から—」をもとに報告する。

まず私自身の研究関心とともに、この論文が目指したこと、また研究の理論的な枠組み、先行研究を踏まえた上でこの論文の意義は何かについて、さらに研究の中で私がどのような点を問題として捉えているかについてお伝えしたい。その上で事例を紹介し、報告のまとめとする。

1. 私自身の研究関心と論文の目指したこと（意義） .....	1
2. 用語（カテゴリー）について .....	2
3. 「強制送還」を強制移動研究に位置づける .....	3
4. 法制度それ自体を相対化する視点の重要性 .....	4
5. 境界管理をめぐる研究 .....	4
6. 既存研究の限界を乗り越える視点 .....	7
7. 具体的な事例の紹介（語りの詳細は『難民研究ジャーナル』第13号掲載の論文を参照） .....	9
8. 結論、今後の課題 .....	11
質疑応答 .....	12

1. 私自身の研究関心と論文の目指したこと（意義）

私の研究には3つのラインがある。一つ目はアメリカの移民規制政策が、移民とその家族やコミュニティに及ぼす影響について、送り出し地域であるメキシコを射程に含めて検討する。これを出発点として、二つ目にアメリカ国内の脆弱な法的地位にある若者移民の社会統合や社会的地位の移動に注目する。三つ目に、メキシコを北上して、アメリカ入国を目指して難民申請をしようとする中南米出身の移民・難民に着目する研究調査である。

総じて述べると、国家が誰を望ましい移民として選別的に受け入れていくのか、あるいは望ましくない移民として排除していくかという国家の境界管理が、どのように実践されているのか。ま

たそれがミクロ、メソの水準でどのように経験されているのかが私の主要な研究関心である。

『難民研究ジャーナル』第13号の「難民と境界」という特集で、論文執筆の依頼を受けた際には、私自身の専門が国際社会学であり、必ずしも難民研究者という自己認識がなかったことから、私でよいのだろうかという思いがあった。一方で、難民と移民のカテゴリーの曖昧性を認識している立場として、一般的に想定される難民研究から、非常に遠いところにあると認識されているアメリカにおけるメキシコ出身の無登録、もしくは非正規移民と呼ばれる人々を事例にあげることができる点において、私が書く意義があると感じて引き受けることにした。

この論文で目指したのは、アメリカの移民規制政策、境界管理を経験するメキシコ出身の無登録移民とその家族の経験を通じた次の三つのことである。一つは難民・強制移動研究という研究領域において、これまで等閑視されてきた国家による強制送還を「強制性」という連続性の中で捉えることにより強制移動研究に位置づけていくこと。二つ目は、一見中立かつ公正なものに見える法制度がもたらす負の影響を「法的暴力 (legal violence)」<sup>1</sup>という概念をもって考察していくこと。三つ目は境界管理をめぐる研究をトランスナショナルな視点、いわゆる送り出し地域を含めた越境的な視点から捉え直し、規制が実は移民の内面にまで影響を及ぼすことを検討し、移動のパターンを読み解くことである。

## 2. 用語 (カテゴリー) について

用語 (カテゴリー) について、この論文を書く上で最後まで使用に迷ったものが

「undocumented immigrants」である。これを日本語で表記する際、当初は非正規移民という言葉を用いていたが、最終的には「無登録移民」を使用することにした。「undocumented immigrants」は、日本の文脈では「在留資格のない移民」を指すカテゴリーであるが、日本のメディアでは、「不法滞在者・不法移民」と一般的にカテゴライズされている。しかし学術的には、この用語に関する議論がすでに豊富にあり、「不法移民、不法滞在者、非合法移民」とは、移民や滞在者を「不法」という言葉で形容するものである点が批判されている。人々の行為がその時代の法から逸脱するためそのように呼ばれているが、そもそも人間それ自体を「不法」と表すことは不適切である。またこの不法性 (illegality) が、移民個人個人の選択から生じたものではなく、構造的に生み出されているものであり、単なる法的なカテゴリーのみならず、社会的に構築されているカテゴリーとして捉えるという考え方に基づいている。

「非正規移民」はそうした考えのもと日本の学術会の中でも広く使用される用語である。しかし、この用法には「正規・非正規という二分法が前提とされている」<sup>2</sup>という指摘がある。またアメリカの文脈において、undocumented とは記録がない、規則されていないという意味を含むため、無登録と直接的に訳すことが適切であると考えた。また今回の報告の中でも指摘する通り、移民に対する規制が非常に厳格化していく中で、あえて自分の存在を記録上に残さないこと

<sup>1</sup> Menjivar, C. and Lesley J. A., "Legal Violence: Immigration Law and the Lives of Central American Immigrants," *American Journal of Sociology*, 117 (5), 2012, pp. 1380-1421.

<sup>2</sup> 岸見太一、高谷幸、稲葉奈々子『入管を問う』人文書院、2023年

は、古くからアメリカの無登録移民たちの中で実践されている。この実態が、私の聞き取りの中でも確認できたため、無登録と表現するのが適切であると判断し、この表現に統一することにした。

また「難民・移民」という表現は既に様々な研究者が言及しているように、「移動をめぐる身分資格の複合性や連続性を捉える視点」<sup>3</sup>に基づいている。両者の区分それ自体が国家による境界管理のプロセスの一つとなっている点には注意が必要である。「庇護—移住のネクサス」<sup>4</sup>という言葉でも表されているように、移動はただ一つの理由で生み出されるものではなく、様々な要因が複合的に絡み合っている。単純にこちらは経済移民であちらは難民といったような切り分けはできない。むしろ切り分けるという行為自体に、境界化を実施する恣意性が現れていると考える。

### 3. 「強制送還」を強制移動研究に位置づける

自分の研究のなかで、強制送還、つまり国家がその主権に基づいて望ましくない移民を国境外に追放するという強制性を持った移動を、どのように強制移動研究に位置付けていくのかを考える際、非常に重要であった文献としてギブニー (Gibney) が2013年に書いた「Is deportation a Form of Forced Migration?」という論文がある<sup>5</sup>。この中でギブニーは「強制送還によって生じる強制的な移動は、自分の意思に反して移動しているという点で、他の強制的な移動と本質的には変わらないはずである。にもかかわらず、難民・強制移動研究の領域において、なぜこれほどまで無視されてきたのか」という問いを立てる。

またギブニーはその理由として「『強制送還』という国家による追放行為はリベラルな国家主義 (liberal statism) というフレームワークに基づく規範からは何一つ逸脱していないがゆえに、それが問題とされない」と述べている。つまりリベラル民主主義国家による正当な主権の行使であるという認識が前提にある結果、強制送還を強制移動の一つとしてみなすという認識が深まってこなかったのではないかと。難民研究あるいは強制移動研究に内在的な規範、あるいは道徳性 (morality) として、難民・強制移動研究は、本来不当な迫害を受けた同情すべき人々のための研究であるという見方がある。もしくは強制送還された人々は、滞在資格がないにもかかわらず、法を逸脱した状態で国境を越える、あるいはオーバーステイをするなどといった点において、罪を犯した人たちであるという認識があり、こうした人たちの権利は守られるに値しないとの考え方が内面化された規範として存在しているのではないかとギブニーは指摘している。同時にギブニーは、「国家による「正当な強制送還」と「強制移動」の明確な境界線は存在するのか」を問うており、「実はこの境界は曖昧なものではないか」という視点に立ち議論している。

<sup>3</sup> 錦田愛子編『政治主体としての移民／難民——人の移動が織り成す社会とシティズンシップ』明石書店、2020年

<sup>4</sup> 工藤晴子『難民とセクシュアリティ—アメリカにおける性的マイノリティの包摂と排除』明石書店、2022年

<sup>5</sup> Gibney, M. J., "Is Deportation a Form of Forced Migration?" *Refugee Survey Quarterly*, 32(2), 2013, pp. 116-129

長期的な滞在者、永住権を持つ非市民、いわゆるデニズン (denizen) と呼ばれる形で、長い期間ホスト社会に定着してきた人々、あるいは難民や庇護申請者をめぐる強制送還の正当性への疑義が近年指摘されている。

難民申請を却下された人は、強制送還に値するといった考え方が様々な国で正当化され、実施されているが、日本の文脈で考えても同様の傾向がみられる。このような考え方が果たして道義的に正しいのか、ギブニーの研究はこの正当性に疑問を突きつけるものである。ギブニーはこういった国家の強制送還や排除に着目した研究が難民・強制移動研究の領域ではほとんどなされていないと指摘しているが、実際には他の研究者たちの間でも少なからず議論されてはいる。例えばシュスター (Shuster) はアフガニスタンの難民を事例に恒久的解決と言われる自主帰還について、この自主性を本当に自主的と捉えてよいのかを批判的に検討をしている。またマウンツ (Mountz) は難民・庇護申請者に対する規制の厳格化の影響について批判地理学、人類学的な視点から研究をしている。こうした研究の潮流の中に、私の研究も位置づけられるのではないかと考えている<sup>6</sup>。

#### 4. 法制度それ自体を相対化する視点の重要性

強制送還を強制移動研究に位置付ける上で、国家による法制度をどう捉えるのかによって立場が大きく異なる。法学的な見方、国家を中心的アクターとして捉える政治学、あるいは伝統的な国際関係学とは異なる社会学ならではの視点を取り入れることに大きな意味があると考えている。国家が様々な政策的実践を行う上で、法制度は正当性の根拠としてみなされているからこそ、法制度それ自体を相対化していくような視点が必要である。社会学において、一般的には中立かつ公正なものとしてみなされている法制度を、いかに考察、分析していくかという研究が長きにわたって蓄積されてきた。

例えば、社会学の蓄積の一つとしてブルデュー (Bourdieu) の「象徴的暴力 (Symbolic violence)」という概念がある<sup>7</sup>。これは法制度のもとで人々が社会の不均衡な権力関係、ヒエラルキーを内面化し、社会全体がそうした認識を持つようになることを表しており、その中で社会における支配的な層から付与されるカテゴリーと、それに付随する苦難を社会の構成メンバーが当たり前のもの、致し方ないものとして受け入れる「標準化 (normalization)」が発生すると指摘する。こうした議論を踏まえて、移民研究者のメンヒバル (Menjívar) は、アメリカの強制送還をめぐる様々な法制度が移民個人に及ぼす負の影響を「法的暴力」と概念化して議論している。私の論文ではこの概念を借用しながら、自分のデータを分析している。

#### 5. 境界管理をめぐる研究

---

<sup>6</sup> Mountz, A., *Seeking Asylum: Human Smuggling and Bureaucracy at the Border*, University of Minnesota Press, 2010

<sup>7</sup> Bourdieu, P., *Masculine Domination*, Stanford, California, Stanford University Press, 1998.

さらに、国家の境界管理をめぐる研究、すなわち「境界研究 (border studies)」と呼ばれる研究領域にも自分の研究を位置づけようと試みた。境界研究とは、もともと政治地理学や国際法学から出発し、批判地政学をはじめとした様々な研究領域の影響を受けながら発展してきた。その過程で社会学や人類学などの学際的なアプローチも拡大していった領域である。

一般的に国境 (Border) というと物理的な国境を想起する。これは非常に静的、もしくは固定的なものとして認識されているが、境界研究では、その発展の過程を辿る中で、国境をより動的、流動的なものとして捉え直そうという視点が生まれている。したがって境界は社会的な文脈に応じて常に引き直されるようなものであると理解される。

バリバル (Balibar) は、「境界 (国境) はどこにでもある (borders are everywhere) 」<sup>8</sup>と表現している。つまり、境界は物理的な国境として存在するだけでなく、社会の中のいたるところに現れるもの、国境の外側にも、さらに誰に権利を与えるか、誰を排除するのかという政策の中に現れるように、国民国家の内部にも拡張し得るものであり、したがって社会のいたる所に境界は顕在的に現れるものであると指摘している。

先述したマウンツは、「境界としての身体 (body as border) 」という概念を使い、例えば人種プロファイリングに基づく検挙など、社会的な文脈の中で突然現れるものであると捉えている。具体的には、移民が街を歩いていると警察による人種プロファイリングに遭遇し、身分証の提示を求められることなどがある。すなわち外見の指標から判断され、場合によっては指紋認証などの生体認証システムなどを用いて犯罪歴の有無などを調べられる。こうして、ある種の境界が通常の社会生活の中で突如立ち上がるといったことである。

こうした社会的な文脈に応じて常に引き直される境界は、従来の境界研究のなかでどのように整理したらよいか。これを考える際に役立つ概念として、国境管理の外部化

(externalization)、内部化 (internalization) がある。外部化とは、移民受入れ国の要請を受けて送出し国、あるいは経由国において潜在的な移民の移動を管理する目的で繰り出される様々な実践を意味する。

例えば、ゾルバーグ (Zolberg) の研究ではビザの発給要件に基づくスクリーニングも国境管理の外部化という概念で捉えられるとしている。

また、EU などで見られる開発政策と引き換えに域外国境において規制の厳格化を図る政策も国境管理の外部化であると理解できる。

アメリカとメキシコ、あるいは北米の文脈では、アメリカを目指してメキシコを経由し、北上する中南米からの移民・難民の移動を、近年、オバマ、トランプ、バイデン政権と立て続けに厳格化する政策を打ち出しており、アメリカにそもそも入国させないようにするため様々な政策を送出し国、経由国であるメキシコ側に要求している。これも国境管理の外部化の事例と考えられる。

国境管理の外部化が、まだ受け入れ国に到達していない人々の移動を可能な限り抑止しようとする政策であるのに対して、内部化とはすでに受入国に滞在している移民に対する取り締まりを強

---

<sup>8</sup> Balibar, É., Chapter 4. What is a Border?, *Politics and the Other Scene*, Verso, 2002, pp. 75-86.

化する様々な実践である。すなわち排除の対象となる移民を探知して収容し、強制送還を可能にする法制度やそれに基づいた取り締まりの実践を指す。

このような国境管理の内部化に符号するものとして、アメリカを中心に発展してきた「強制送還研究 (deportation studies)」が挙げられる。強制送還研究は、90年代後半から始まるが、2001年9月11日の同時多発テロ以降、急速に拡大した。アメリカによる大規模な強制送還政策と、これがもたらす甚大な社会的な影響、歴史的に類を見ないような送還、具体的にはオバマ政権時には年間40万人にも及ぶ強制送還送還が実施されたが、これほどの規模の強制送還が可能になった根拠となる法制度やそのメカニズムへの関心が非常に高まった。

国家による強制送還、非市民の物理的排除、すなわち国境外へと望ましくない移民を追放しようという国家の実践やその目的を考えると、強制送還とはリベラルな民主主義国家の主権に基づいて実践される。このような国境管理政策や強制送還政策の実施は、自らの主権の正当性を確認することにもつながっている。ただし、アメリカには現在も1190万人程度の無登録移民がいると言われてるように、彼らを完全に排除することは不可能であり、実際に国家としてもそれを実施しようとはしていない。なぜならアメリカ社会自体が彼ら無登録移民なしでは当然成り立たないからである。コメディ映画『A Day without Mexican』では、アメリカにいる無登録のメキシコ人がいなくなった架空の世界を描いている。その世界では、家庭の中で育児家事を担う家事労働に従事する女性は存在しなくなり、建設業に従事する人々もいなくなってしまう。また農作業に従事し、生鮮食品をアメリカ社会に提供する労働者がいなくなり、アメリカ社会が立ち行かなくなる様子が描かれている。これはあくまでフィクションとして描かれたが、実際の米国社会の現実を反映している。しかし、それにもかかわらず、米国はゼロトレランス政策を打ち出して望ましくない人々の排除を声高に宣言してきた。

こうした米国政府の姿勢を理解するうえで重要となるのが、合法であるか、非合法であるかというカテゴリーの生成と維持、そしてそれが意味する移民の監視と排除をめぐる問題について検討した「非合法性 (illegality)」をめぐる研究蓄積ではないかと考える。

非合法性をめぐる研究の系譜の流れの中でデ・ジェノバ (De Genova) が「送還可能性 (deportability)」と「収容可能性 (detainability)」という概念を用いて議論している<sup>9</sup>。この概念の意義深い点は、国外へ移民を追放し排除することが強制送還政策、移民規制政策の真の目的ではないことを指摘している点である。むしろ国内で働いて暮らす移民に対して「いつでもお前たちを叩き出すことができる」という、排除の可能性があるというメッセージを示すことによって、従順で規律化された労働力を生み出すことを可能にしている。そこにこの規制政策の問題があると指摘している。同時にこの概念が可能にしたことは、強制送還政策はいわゆる非市民に向けられた政策を、送還可能性や収容可能性という概念を用いることで、在留資格の有無のみを問題とするわけではなく、政策が非市民とその家族に影響を及ぼすことを示すことができる点にある。例えば、アメリカの場合、アメリカで生まれた子どもは出生地主義の下、アメリカ国民となるが、家族の中に無登録移民である両親が存在する場合がある。そうした家族にとっては、強

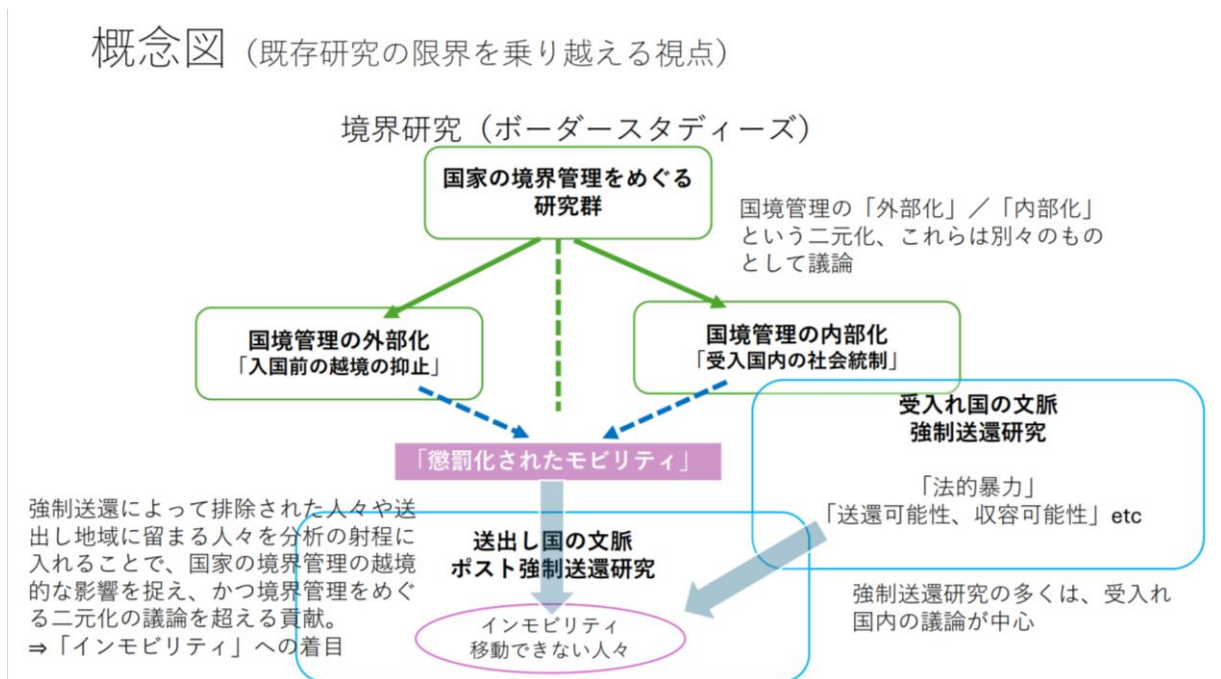
<sup>9</sup> de Genova, N., & Nathalie P., *The Deportation Regime: Sovereignty pace and the Freedom of Movement*, Duke University Press, 2010, p. 14.

制送還政策が在留資格のない人々に非常に大きな影響を及ぼすのは当然として、アメリカ市民である他の家族にとっても、監視や排除に対するおそれを抱かせ得る、脆弱性を生み出し得ると言える。

強制送還政策において、その強制性が非常に問題になるとともに、自発的な帰国が対照的なものとして現れてくる。しかしながら、実際には自発性と非自発性のように二元的に分けられるものではない。つまり、送還可能性、あるいは収容可能性などを常に恐れとして持ちながら生活している人々の中には、この恐怖に耐えきれず、いわゆる自発的に帰国を選択する人々もいる。こうした帰国は、本当に自発的な帰国と呼べるのか、デ・ジェノバの提起した送還可能性という概念はこのような点を検討するうえで意義深いと考えている。

## 6. 既存研究の限界を乗り越える視点

このようにデ・ジェノヴァ（De Genova）の提唱した「送還可能性（deportability）」と「収容可能性（detainability）」という概念は、自発的／非自発的な帰国という二元論を乗り越える見方を可能にするものである。ここまで述べてきた理論的枠組みの中で、私自身は論文の中でどのような方向性を打ち出そうとしたのかについて、この概念図から説明する。



境界研究（border studies）の中で、国境管理の外部化と内部化が二つ別々のものとしてあるというのは先に述べたとおりである。外部化については入国前の越境をいかに抑止する視点で、国境管理の内部化については受け入れ国内に居住する移民をいかに統制し、扱いやすい労働力にするかという視点で研究が行われてきた。その中で差異化した権利、例えば、ある特定の条件を満たした人には補完的な保護を与えるが、それが得られない人を同時に作ることによって受け入れ国内の社会統制を図る目的がある。

この外部化と内部化は従来の研究では別々に議論されてきた。「国境管理の内部化」の研究のなかには、受け入れ国の文脈において発展してきた強制送還研究があり、メンヒバルのいう「法的暴力」やデ・ジェノバによる「送還可能性 (deportability)」「収容可能性 (detainability)」といった概念が検討されてきた。しかし、強制送還研究の多くのこうした概念は、基本的にはその受け入れ国内の文脈を中心に紡ぎ出されてきたものである。そこで私の研究は、送り出し国の文脈を読み込むことによって強制送還によって排除された人々、送り出し地域に留まる人々、留まらざるを得ない人々を分析の射程に入れる。またそれによって、**国境管理政策の越境的な影響を捉え、かつ国境管理をめぐる二元論を乗り越えていくことができる、あるいは乗り越えることに貢献ができるのではないかと考えている。その際に私が提示した概念が、論文の主題でもある「懲罰化されたモビリティ (Castigated Mobility)」である。**

次にアメリカ特有の文脈の中で作り出された「懲罰化されたモビリティ」の概念について説明する。アメリカでは、90年代後半から移民規制の厳格化が非常に進み、9.11同時多発テロを契機とした移民政策の安全保障化が進行していった。

対テロ対策の下で、移民が犯罪者化 (criminalization) されていくなかで、生体認証システムを活用して、つまり顔写真や指紋といった記録を様々な機関で共有し、個人情報把握し、共有することで、個体管理を進める政策が展開されていった。

その中で、特に2000年代後半から苛烈化していった国境管理政策として、オペレーションストリームラインがある。これは二回以上の再入国者を重罪犯と規定して、違反した者には最長二年の服役の可能性を与える政策である。

また、例えばアメリカ国内で何らかの罪を犯してしまった人、いわゆる前科者が入国した場合、あるいは三回以上再入国をした人々は、最長10年の服役の可能性がある。これらを可能にする政策群がオペレーションストリームラインという国境管理政策の下で実施された。これはマシアス・ロハス (Macías-Rojas) が「強制送還から監獄へ (from deportation to prison)」と呼ぶ、非常に矛盾した政策である。

強制送還するということは、国境の外に追放することであり、それによって国内管理の文脈としては完結するはずである。にもかかわらず、オペレーションストリームラインの下で、強制送還後に再び越境するということを重罪化し、様々な懲罰を規定していくことによって、検挙と送還を通じていつでも移民を再び収容所や刑務所に送り込むことを可能にする政策が実施されてきた。このような国境管理と国内管理を融合させた政策のもとで、移動それ自体が懲罰の対象として構築されていることを示し、私自身はそれを「懲罰化されたモビリティ」という言葉で考察した。

先ほどの概念図に戻ると、この「懲罰化されたモビリティ」が非常に厳格化された国境管理の下で、何度か越境を試みた人が、複数回の越境の末に捕まり、指紋を採取され、生体認証の記録が各州の関係機関の中で共有される。このような、「再度アメリカ国内に足を踏み入れた場合、次に課されるペナルティーは刑務所にいくことだ」というメッセージを発する政策があることによ



り、規制が内面化され、メキシコに戻った後も「再度アメリカに行けば捕まって懲罰を受けるかもしれない」と考えるようになる。それが結果的に、越境の抑止として作用している。この概念図は、国境管理の外部化と内部化は、これまでは別々に議論されてきたが、実はこの二つは結びついていることを示している。送還可能性や収容可能性を媒介しながら、（国境管理政策が国境を越えて）再生産されていくことによって、人の移動に影響を及ぼすものとして作用していると考えている。

## 7. 具体的な事例の紹介（語りの詳細は『難民研究ジャーナル』第13号掲載の論文を参照）

論文では、こうした作用を実際の移民の人々の語りを通じて示そうと試みた。実証研究の事例として扱ったデータはメキシコ南部オアハカ州の村落Eとその主要な移住先であるアメリカカリフォルニア州の都市フレズノ群で実施した多地点フィールドワークで得られた質的データに依拠している。詳細はこのスライドに記載したとおりである。

中立的とされる法制度を相対化する視点として「法的暴力」を先ほど示したが、こうした法的暴力ともいべきアメリカの規制政策を実際に移民やその家族がどのように経験しているのかについてかれらの語りをもとに考察した。

アナはアメリカ生まれの二世世代であるため、アメリカ人である。彼女の両親は無登録移民で、彼女が13歳の時に父親が飲酒運転をしていたことによって検挙され、強制送還に至ってしまった。その後父親は、再び越境して、現在アメリカのフレズノで家族と一緒に暮らしているが、当時を振り返って彼女は、父親が強制送還されたことにより、自分が何のために頑張るのかわからなくなり、全てがどうでもいいと思ったと語った。彼女にとって父親の強制送還は強いトラウマになっており、学校での活動や成績にも大きな影響を及ぼしたという。

彼女の場合、数か月後に紆余曲折を経て、父親が再びアメリカに戻ることができたため、現在家族と一緒に暮らすことができている。しかし、「追放可能性」への恐れは今もなお彼女の生活をむしばみ続けていることが垣間見えた。

アナは移民取り締まり局がまた父親を捕まえに来るのではないかと不安を常に抱えていると語っており、特にトランプ政権の誕生でその恐怖がさらに強まったという。両親が送還されるのではないかと不安は、カウンセリングを受けなければならないほど大きなものであったと語ってくれた。

非常に多くの人々が、オバマ政権からトランプ政権へと移行した後、アナと同様の経験をしたと考えられる。彼女の場合、最終的には両親とともに暮らすことができているが、他の事例ではアナのようにティーンエイジの多感な時期に、父親あるいは母親が強制送還されたことによって大きな精神的なダメージを受け、薬物を使用するようになってしまったなどという語りも聞かれた。

こうした事例から、「法的暴力」という概念が指し示すのは移民規制政策が、在留資格のない移民だけでなく、その家族、特に子どもたちの社会統合にも負の影響を及ぼすということがみえてくる。

次の事例としては、越境的に再生産される「送還可能性」である。アナの父親のように戻ってこられた人もいるが、中には再越境せず、あるいはできずに村に留まり続ける人たちもいる。この人々がなぜその選択をするのかを考える。インタビューをしていて、多く聞かれるのは、アメリカに行けばどうせ捕まってしまうのではないかと、結局捕まることによって経済的にさらに困窮した状況に陥ってしまうのではないかとといった恐れである。こうした恐れをメキシコに帰国後も抱え続ける人々が実は多く存在する。

ナルシソは永住権を持つ30代男性で、現在アメリカのフレズノに住んでいる。ナルシソによれば、人々がメキシコに留まるのを選択するのは、自分に前科があるとわかっている時である。移民取締支局から、再入国禁止を破ってアメリカに戻っても、刑務所に入れられると言われた人々は、アメリカに戻って逮捕されて、刑務所に入れられた後にまた強制送還されることを恐れているという。

だからこそ彼らはアメリカに戻ることに對して大きな恐れを抱いていると語った。

これを裏付けるような事例としてレオの事例を取り上げる。彼はアメリカに何年も暮らした後に一度故郷に戻り、結婚して妻と一緒に再越境を試みた、妻の方は国境を突破できたものの、レオ自身は何度か越境を繰り返す中で失敗し、拘束されて刑務所に収容された。その際、移民判事からは、一年半の刑期を言い渡されていたが、生まれたばかりの子どもがいるなど、情状酌量を目的とした様々な訴えをすることによって、三ヶ月に短縮され、その後に強制送還されるに至った。その後メキシコに戻り、私がインタビューをした時も彼自身は十数年にわたってアメリカで暮らしていたため、アメリカでの生活に慣れており、アメリカに戻りたいという希望を常に持っているが、再度捕れば収容され、刑務所に入れられる可能性を考えてしまうと語った。逮捕されれば家族への仕送りなどが全くできなくなってしまうため、家族をより窮地に立たせることになる可能性を想像すると、再度アメリカを目指すことは行くことはできず、村に留まることを選択したと述べている。

最後に「懲罰化されたモビリティ」の下で阻まれる家族統合の例を挙げる。母ミネルヴァと娘ファティマの親子はこれにより、アメリカで再統合できないまま死別した事例である。娘であるファティマはアメリカ生まれで市民権を持っている。私がインタビューを行ったのは娘のファティマであり、彼女から聞いた話をもとに構成している。この家族は、1980年代に母であるミネルヴァと夫がはじめに移住し、アメリカで娘のファティマを出産している。その後、夫をアメリカに残して娘とともに村に戻り、夫の仕送りで生計を立てていたが、夫とは離別したことにより生活が困窮した。

そこで、母ミネルヴァは娘を連れてアメリカへ向かう。娘ファティマはアメリカで生まれたため、越境について何の問題もないが、母ミネルヴァは、非正規ルートで入国する必要があった。一度目は捕まったが、その後再度越境を試み、なんとかアメリカへ入ることができた。そして、この移動の複雑なところだが、結局ミネルヴァは自分の年老いた親を村に残しているため、親の

面倒を見るためにメキシコに戻る必要があり、その後の何度か越境を繰り返し、その中で国境警備隊に捕まり、2008年に強制送還を経験している。その際に、指紋が採取され、彼女の越境歴が、生体認証システムを通じてアメリカ国家が保有することとなった。その後、自分の娘がアメリカ市民であるため、娘を通じて正規のビザを申請するが、この過去の越境歴をもとに棄却され、彼女はアメリカへ移動できないままメキシコで亡くなった。娘ファティマによると、申請が却下されたことを知った時にミネルヴァは泣き出したという。たった一人でエスペラント村に暮らすことに孤独を感じていた母は、なんとか越境仲介業者を使ってアメリカに来たいといったものの、再度捕まってしまうと再び10年間の入国禁止になってしまうため、ファティマは入国禁止が解かれるまで待ってから再度申請をしようと伝えたという。

しかし、10年経って入国禁止が解かれた後に申請を出すことは、最終的に叶わなかった。母ミネルヴァは、癌に罹患して10年経つ前に亡くなってしまったからである。娘ファティマとしてもアメリカに自分の母を呼び寄せることができないまま死別せざるを得なかった。この事例を通じて、「懲罰化されたモビリティ」、つまり越境それ自体を犯罪化、重罪化し、かつそこに様々な懲罰を規定することによって、越境による再検挙、再収容の恐れを抱かせることにより、モビリティを喪失していく人々がいる。このように、本来家族を呼び寄せる権利を持つはずのアメリカ市民が、国家によって家族の再統合を阻まれることがわかる。これを一つの法的暴力の作用と理解することができるのではないか。

## 8. 結論、今後の課題

結論として、この報告で伝えたいのは、越境それ自体を重罪として規定するような法制度の下で生じる影響をめぐり、新たな意味付けとしてこの「懲罰化されたモビリティ」があるのではないかということである。

これによって国境管理の内部化、移民規制、受け入れ国の様々な規制政策が、国境管理の外部化、すなわち移動を抑止する政策と接合することで、人々のモビリティの制約を生じさせているのではないか。生体認証システムを通じた個体管理によって、メキシコにいながらも移動できない主体が形成される状況を生んでいるのではないか。この送還可能性、あるいは収容可能性は、移民受け入れ国側で移民たちが常に送還されるのではないかという恐れを抱くことによって、移民個人の脆弱性につながるという議論だったわけだが、送り出し国を射程に含めて、帰国した人々の語りを精査すると、実はこの送還可能性が帰国してからもなお再生産されている状況が可視化される。

また最後に、この国境管理の厳格化、あるいは境界管理の厳格化が移民とその家族自体をむしろむような法的暴力として作用することを強調したい。親密な社会関係にもたらす様々な困難が今回紹介した事例の中から伝わることを願っている。そして第二世代の若者たち、いわゆるアメリカ生まれの子どもたちの社会統合において、長期的に甚大な負の影響を及ぼし続けている。家族の結合という本来リベラルな民主主義国家の下で保障されるべき権利が、こうした法制度のもと

で侵害されているという事実をどう考えるのかについて、この論文を通じて読者に提起し、共に考えていきたい。

## 質疑応答

――司会：飯尾さんは、国境管理政策について政策面だけでなく、負の影響を受ける人々の声にも耳を傾けて研究が続けられているように思う。特に本日の報告の中では、移動できない人々の視点を議論の中に読み込んでいくことの重要性が強調されていたと認識している。こうした視点から研究を始めたきっかけがあれば、ご説明いただきたい。

飯尾：修士課程からアメリカとメキシコをフィールドに研究を始めた。初めは農村部ではなく都市の方での調査が中心であった。メキシコでこれほどの人々が強制送還されているという事実を理解はしていたが、実際に調査を実施したことで、初めて実感を伴って理解できたように感じた。強制送還によって帰国し、それによって様々なトラウマのような経験を抱えて、家族との離別を経験した人などに会ったことによって、アメリカでの規制、移民規制の厳格化という非常にマクロな政策群がミクロにまで大きな影響を及ぼしていることに自分自身が圧倒された。これにより、より深く追求しなければと考えるようになったことがきっかけになっている。

――質問者 A（修士課程学生）：「懲罰化されたモビリティ」という概念では、送還可能性が国外でも再生産されていると指摘されたが、実際に送還された人々以外にはどのような影響があるか。現在では、多くの難民が中南米からメキシコを経由しアメリカを目指しているが、この再生産された送還可能性が、越境を目指す人々に対してどのような影響を及ぼしているか。つまり、まだアメリカに入国した経験がない、送還されたことがない人々にとっても、送還可能性が影響するのか。

飯尾：この論文で目指したのは、アメリカの国境を一度越え、捕まり、指紋認証を取られたような人々についての分析であるので、論文の中ではご質問いただいた点は検討していない。質問の内容は、中南米出身者で、一度も越境を経験していないため、当然強制送還の対象ともなったことのない人々に何らかの影響があるのかについてであると理解したが、それについては、初めに私の研究関心を三つ挙げたうちの三つ目に踏み込む話になる。ここについてはまだ研究が十分ではなく、現時点で答えられることは少ない。メキシコの難民庇護政策との兼ね合いも見なくてはならないと考えている。つまり、アメリカによる国境管理の外部化が、メキシコを通じて実施されていて、メキシコが中南米などから北上しようとする人々を排除する、あるいは部分的に包摂していくといった差異化された権利の付与が起きていると思われる。

こうした権利の付与は、メキシコの難民庇護政策のもとで実施されている。アメリカに入れない、あるいはメキシコに留めおかれる人々は、メキシコの国境管理の内部化の側面と、アメリカによる国境管理の外部化という二つの側面による影響を受けて移動が規定されている状況にあ

る。したがって、メキシコ内部でもまたメキシコ政府に捕まって、（出身国に）送還されないかという送還可能性を（アメリカの無登録移民と）同様に抱えているのではないかと想像する。十分な答えにはならないが、重要な問いである。私自身も今後検討していきたい。

――質問者 B（研究者：開発経済学 / 国際労働移動研究）：私はミャンマーのクーデター以降、タイに避難した人々を調査している。

約5年かけて、98 ケースを調査したとあったが、どのような方法で実施したのか。またその調査結果をどのように理論に組み込むかを説明していただきたい。実証研究のなかでは、それぞれの具体的なケースを全て見ていったのかという点も伺いたい。

飯尾：方法論については基本的に機縁法を用いて、色々な方々にコンタクトをとっていった。調査の出発点として、はじめにメキシコ側の村で2015年から2019年にかけて断続的にインタビューを行った。村の中で、機縁法を用いてラポールを形成し、インタビューしていく中で、アメリカ側の人たち、例えば彼らの家族などを紹介してもらうことでアメリカ側でもインタビューの協力者の方々にアプローチすることができた。

非常に時間的な制約があったが、村という一つのコミュニティの中での状況は比較的把握しやすい。またアメリカ側での調査については、フレスノは集住地域であるため、この村出身の者が多く暮らしている。とはいえ、同じ場所に全員が住んでいるわけではないため、ある家族にインタビューを行い、また別の人を紹介してもらうという形で調査対象者を広げていった。

98 ケースの全てを実証研究の事例として使っているわけではない。調査を進めるうちに、仮説ができていく中で、それを語りの内容と突き合わせていくことで概念化を目指した。その意味では当然、報告で挙げたいいくつかの事例からもわかる通り、人によっては、強制送還によりモビリティが懲罰化された状態であっても、それでも越境する人々が存在する。全ての人が懲罰化されたモビリティのもとで移動が制約されているわけではないということは言えるだろう。

そこでどういった人々がリスクを承知で国境を越える移動をすることができるのかという点については、一つの重要な問いとして私の研究の中では取り組んでいる。今回の論文の中では議論していないが、今後出版予定の本の中では全体的な議論をしているので参照してほしい。

――質問者 C（研究者：国際社会学、ジェンダー／セクシュアリティ研究）：（懲罰化されたモビリティを抱えている人のなかにも）再度越境をする人、しない人という選択をする人々がそれぞれいるということだが、その間の選択としてアメリカ以外の別の場所への移動を模索する人々はあるのか。もしくはこうした政策の中で（送還や収容の恐れから）越境しないという選択をしたことにより、（アメリカに移動できない状況に置かれた結果）これまでになかったような別の選択が生まれることがあるのかどうかを伺いたい。

飯尾：私の調査ではその部分については、あまり把握できてないところであるが、例えばその村で生涯を送るということは、その人の経済的な機会が制限されることにつながる。あるいは村自体に伝統的なルールが存在するのだが、こうしたものに適合できないと判断した人、村の構成員の一人として認められないような人は村を出ざるを得ない。そうした人々は（強制送還されて

も) 当然もう一度越境に挑戦することもある。それでも、やはり越境ができない時には、メキシコ国内の移動が発生すると考えられる。その場合の移動先は村の近隣の一番大きな都市であるオアハカ市や、アメリカとの国境の街ティファナなどである。アメリカ側にいる人々は国境沿いの街に来ることができることも多く、また市民権を持っていれば、自由に越境が可能であるため、一度メキシコに帰国した人々がアメリカに残してきたネットワークと最も繋がりやすいのが国境地帯となる。したがって、彼らにとって国境付近の町に住む選択も可能性としてありうる。しかし、繰り返しになるが、私の研究の中では、こうした人々はあまり見られなかった。都市部に戻ってきた人々を見ると、そういったパターンもあることが想像できる。

つまり、アメリカの政策が生み出した懲罰化されたモビリティが、メキシコ国内の移動という選択、もしくは国内移動の新たなパターンを作っている可能性がある。

――質問者 D (研究者：国際関係論)：私はフランスを中心にヨーロッパの難民のことを研究している。

懲罰化されたモビリティの中を構成する、あるいは基礎づける概念として、法的暴力があると考えられるが、これは北米の文脈において何らかの抵抗可能性、回避できる可能性はあるのか。私が研究しているフランス北部を例にあげると、国家としては不法移民、あるいは非正規移民と呼ぶが、国際法的な基準に当てはめれば、ある程度の難民該当性がある場合も少なくない。この場合は、(不法や非正規と呼んで排除しよう) 国内法のレベルに対して、(庇護に関する) 国際法のレベル、あるいは EU 法のレベルなどが「法に対する法」として対抗することがあり得ると考えられる。またはプッシュバックなど国境管理に関する国家の主権に基づいた行為であっても、国際法的には違法であるため、抵抗できる可能性もある。

今回報告で取り上げた事例は、非常に問題のある政策だと思うが、国家の側からすると正当性を確立した上で運用しているように見える。この政策に対して、アメリカにおいては国際法的な文脈が強く働くと想定できないが、どのような抵抗可能性が存在しうるのか、あるいは抵抗の可能性が全くない状況が作られてすでに機能してしまっているのかを伺いたい。

飯尾：アメリカ国内でも強制送還に抵抗する運動は非常に多くある。移民権利運動の団体が中心となって、特に弁護士などの実務家の人たちが、検挙された人々をどうにか強制送還されないように法的支援を行うことは実際に行われている。しかし、そうした活動が成功する事例は多くはない。私が出会った送還された人々は、ほとんどこの法的支援を受けられるような状況にはない人たちである。その理由は、アメリカの法制度自体がこのような支援を受けることを難しくするよう送還のメカニズムを作り出しているからに他ならない。

具体的にいうと、収容施設を非常に遠隔地に作ったり、アメリカ国内で収容者を転々と移動させることによって、彼らを家族から引き離し、法的支援を受けにくい状況に置く。収容施設の迷宮の中に置くような仕組みづくりがすでにされている。またイミグレーションジャッジに訴えること自体もなかなか難しい。移民は移民審判を受けることが可能だが、例えば一人の審判が数十人もの事案をまとめて一括で送還するといった、送還する正当性を担保する形だけの移民審判のシステムが作られている。

こうした仕組みの中で、有効な法的支援を受けられる人は非常に少ない。また、支援団体の方も数十万人が送還される中で、人数が多過ぎて全員のケースを扱うことが難しい。結果として、支

援団体としてもリソースをいかに有効に活用するかという視点から、支援対象者の選別が少なからず行われている。例えば、アメリカ市民と結婚しているかどうかなど、いわゆる「勝てるケース」を優先的にしてしまうといった状況がある。多くの人々はこれに該当せず、支援を受けることが難しいパターンが非常に多い。

――質問者 E（研究者：国際関係論）：アメリカがなぜ懲罰化するに至ったのかについて伺いたい。今回の報告の中では、ボーダースタディーズ（Border Studies）、デポーターションスタディーズ（Deportation Studies）の知見に基づいて、国家が人の移動を恐怖によってでコントロールしようとするご説明があった。また、アメリカにおける個別事例としてテロという一つの事例の影響、つまり政治的要因に基づいているという指摘があったが、いまだに懲罰化という状況が続いているのはなぜか。

私はアフリカについて研究しているが、西アフリカなどでは（移民を排除する政策は）経済的要因が非常に大きいというのが一般的な見解である。国家が経済的に不安定ななかで移民がスケープゴート化されやすい。

アメリカでも同じだと思うが、例えば「移民が職を奪っている」など、事実とは異なる（国民にとっては）耳障りの良い言葉を使って外国人に低い雇用率の責任を押し付けることが起きている。そのため、この経済的要因がアメリカの場合も、移民政策に影響を及ぼしているか最近の実態を伺いたい。

飯尾：アメリカ国内の政治状況を考えると、非常に回答するにあたって悩ましい質問である。アメリカ国内における登録移民は現在 1100 万人以上おり、非常に規模が多い。また混合身分家族と表現される、一つの世帯にアメリカ市民と無登録、非正規移民が含まれている世帯がたくさんあり、地域社会の至るところにこうした世帯の人々が教育を受ける、労働に従事するという状況が作られている。この人々を一斉に正規化することは、実際にはアメリカ経済にとっても必要なものである。

そのため、一斉正規化を求めて、権利運動がアメリカで続けられてきた。そして 1986 年に一旦、一斉正規化、アムネ스티と呼ばれるものが行われたが、それ以降は何もなされないまま、無登録移民の人たちが増えていきている。そして現在 1100 万人以上いるという状況である。ではなぜ何もされなかったのか。

それは、報告でも触れた通り、この無登録移民を非合法の状態に置いておくことによって利益を得ることができる層が存在しているからである。つまり、国家の裁量で恣意的に彼らを脆弱な労働力として維持し続けていると理解することができる。

ご質問の通り、特にトランプ政権で顕著だったが、こうした移民の人々をスケープゴートとして扱う排外主義に共鳴する層は当然いる。それも大切な視点だが、先ほど言った通り、彼らを脆弱な地位に留めておくことでメリットがある層、国家としてもある意味でそれを良しとしている状況があるのではないかと考える。

――質問者 F（研究者：政治学、政治理論）：送還可能性（Deportability）がいかにミクロな次元で権力が働くのかという点が非常に印象的であった。そのなかで、自分の身体がどのような社会的カテゴリーとして認知されているのかが、大きな役割を果たしていると私の研究では捉えて

いる。私の難民研究ジャーナル 13 号論文では、難民の申請を審査する側から申請者の身体がどのようにイメージされてるかということに対して、いかに難民申請者が抵抗するかについて、つまりその身体のイメージが他者からどのように自覚されているのかということとの関係について伺いたい。

自分のコミュニティ、あるいは家族などが強制送還されたということで、合法的な資格を子どもは持っていたとしても、自分の属している社会的なカテゴリーや身体、外見に対する認識に影響を及ぼす、例えばよりネガティブなイメージを自分の外見に対して持ってしまうというようなことがあるのか。

飯尾：今回の報告では「人種化」にはあまり触れていないが、特にアメリカにおける人種主義の下で黒人、あるいはブラウンと呼ばれるようなカラード (Colored) の人々に対する刑事司法制度と結びつけた形での徹底的な取り締まりが行われ、刑務所に送り込まれるなどが実行されている。アメリカの文脈では、それこそ「懲罰国家」として議論されている重要なテーマである。まさにこの移民、特に私が見ているメキシコの人たち、ラティーノと呼ばれる人々も当然このことを意識しており、影響を受けてしまっている。自分が人種化され、検挙されてしまう身体である、という眼差しを社会の方から受けることで、意識せざるを得ない状況におかれている。合法／非合法などの法的地位は実際の取り締まりにおいて、もちろん最終的には非常に重要になるが、市民権や在留資格があってもいわゆるレイシャルプロファイリングのもとで警察から職務質問を受けるなどの経験をしており、特に男性は経験している場合が多く、日常的に人種化された存在であることを意識させられている人々は多い。

――質問者 F (研究者：社会学)：私はフランスの移民、特に旧植民地出身の二世とか三世など子孫と呼ばれる人種マイナリティの人々の研究をしている。

先ほどの質問のような (国の) 内部における境界を背負った身体について関心がある。フランス語でも似たような「境界化された身体」というような表現があり、英語でも同じ表現があることを今回初めて知った。私の研究の中では、反レイシズム運動、人種マイノリティの人々の社会運動を追ってきた。そうした運動が捉えてきたものとしては、特にフランス南部、イタリアとの国境線のあたりで非正規移民と呼ばれる人々の大規模な摘発が起こっている。その中で、フランスで生まれ育った二世や三世の黒人、アラブ系の人々がこの摘発に巻き込まれて、身分証の確認をされるといったことが起きている。

彼らは、国籍がある二世、三世でその国や地域の内部の人であり、家族の中にも非正規移民はいない人々、その点では今回の報告に出てきた人たちとは異なる人たちだが、それにもかかわらず、国境警備隊などからレイシャルプロファイリングを受けることがある。こういったレイシズム的な移民の国境管理政策であることが、近年指摘されるようになっている。特に、最近の反レイシズム運動の中では、従来非正規移民の支援運動と反レイシズム運動はそもそも別のものであったが、近年は少し接近している側面が強くなってきている。こうした二つの運動の接合は、アメリカにおける例えば Black Lives Matter など反レイシズム運動、あるいはアメリカの人種差別の歴史の中でも起きてきたことなのか伺いたい。



飯尾：そうした現象は当然ある。例えば、移民 1.5 世代の運動がそれにあたる。1.5 世代のなかには、幼少期に親に連れられてアメリカに渡ったことで、アメリカで社会化されたにもかかわらず、（アメリカ生まれではないため）法的地位脆弱あるいは暫定的な権利しかもたず非常に不安定な状況にある若者たちが存在する。

自分や親の権利をふくめたビザの正規化を求めるドリーマー運動と呼ばれる運動が、2000 年代から、特に 2010 年以降から活発に行われている。初期の運動は、若者が自分の権利を主張するための運動であったが、次第に自分だけでなく親を含めた全体の非正規移民の権利を主張する運動へと発展した。そこからさらに、強制送還を阻止するための運動と結合していくこととなる。彼らの運動は、かつての公民権運動や性的マイノリティの運動、あるいはポストコロニアリズムの視点を持った運動に発展していった。こうした運動の中心となる人物は、大学進学後にこうした運動に参画することが多い。アメリカの人種主義については自らの経験から理解しているし、（教育を受けて）制度的なレイシズムなどの問題も体系的に理解した上で運動を発展させている。反レイシズムの運動との接合は当然あると考えられる。こうした運動の流れがどのように Black Lives Matter の運動と接合しているのかについては、私自身改めて今後検討していきたい。

以上